

■ 注意喚起メールを受信された大阪府民の皆様の検査について

大阪コロナ追跡システムから注意喚起のメールを受信された大阪府民の方で、新型コロナウイルス感染症に感染しているかどうかの検査を希望される場合は、PCRなどの行政検査の対象となります。

検査を希望される府民の方は、注意喚起のメールに記載のURLから専用ページにアクセスし、そこに記載されている注意事項をよくご確認ください。お住いの住所を所管する新型コロナ受診相談センターにご連絡ください。その際、検査を希望する旨をお伝えください。新型コロナ受診相談センターでは注意喚起メールに記載されている情報や、ご自身の体調などについてお伺いします。

【注意事項】

- ・本制度は大阪府民を対象としたものになります。
- ・検査は希望される方を対象としています。必ず受検する必要はありません。
- ・検査方法、場所、日時などについては新型コロナ受診相談センターにご確認ください。
- ・検体採取の方法、検査の実施機関により異なりますが、概ね1～3営業日程度で結果が判明します。
- ・検査後、結果が判明するまでは不要不急の外出を控え、自宅待機をお願いします。具体的な過ごし方等については、検査時にご案内します。
- ・検査の結果、陽性であった場合は、お住まいの市町村を管轄する保健所から電話で結果を連絡します。症状等に応じて、入院、宿泊、自宅のいずれかで療養していただくことになります。

《 注意喚起メールを受信されたら》

